

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 伊 藤 優 子

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和6年4月22日から同年7月5日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和5年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
議会事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局	令和6年4月22日から同年5月10日まで
消防本部・消防署	令和6年5月10日から同月31日まで
市民環境部	令和6年5月31日から同年7月5日まで

2 監査を実施した監査委員

鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・伊 藤 優 子

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和5年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

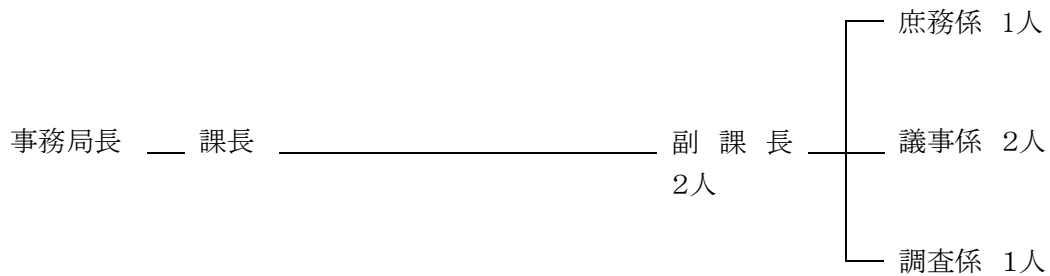
議 会 事 務 局

1 議会事務局の主な事務事業

議事課

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 議会図書室に関すること。
- (4) 市政の調査に関すること。
- (5) 本会議・委員会・議員全員協議会に関すること。
- (6) 議会の傍聴に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 請願、陳情等に関すること。
- (9) 議会の広報及び広聴に関すること。

2 職員の配置状況 8人（令和6年4月1日現在）



3 令和5年度に実施した主な事業

(1) 予算決算特別委員会のインターネット配信

開かれた議会を目指し、昼間働いているなど傍聴に来られない人も予算決算特別委員会を視聴できるよう、インターネット配信を行った。市民が視聴できる機会を増やすことにより、議会への関心の向上を図ることができた。

<事業費> 9,625,000円

4 議会の活動状況（令和5年度）

（1）本会議の開催状況

本会議	会期日数	本会議日数	一般質問日数	一般質問者数	傍聴者数
5月臨時会	1日	1日	0日	0人	1人
6月定例会	17日	5日	3日	12人	96人
9月定例会	18日	5日	3日	13人	94人
12月定例会	17日	5日	3日	13人	226人
2月定例会	26日	5日	3日	13人	62人

（2）常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催状況及び活動状況

ア 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会開催日数	所管事務調査日数
企画教育委員会	9人	1年	企画部（港湾に関する事項を除く）、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	9日	3日	4日
市民福祉委員会	9人	1年	福祉部、福祉事務所、市民環境部、消防本部及び消防署の所管に属する事項	10日	2日	4日
経済建設委員会	8人	1年	経済部、建設部、上下水道局、農業委員会の所管に属する事項及び港湾に関する事項	8日	3日	3日

イ 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会開催日数	所管事務調査日数
議会運営委員会	7人	1年	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項	16日	0日	4日

ウ 特別委員会

委員会名	定数	設置	付 議 事 件	開催 日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
都市基盤 整備促進 特別委員 会	8人	R5.6.29	(1) 国道11号バイパス、県道及び都 市計画道路の整備促進に関する 調査 (2) 企業誘致(臨海・内陸型工業用地 の確保を含む)に関する調査 (3) 大島・荷内沖開発に関する調査 (4) 総合運動公園の建設に関する調 査 (5) 地域交通計画に関する調査	5日	0日	4日
防災・災 害対策特 別委員会	8人	R5.6.29	(1) 防災対策に関する調査 (2) 大規模災害時における問題調査 (3) 地域防災（消防団の在り方を含 む）に関する調査	4日	0日	4日
人口減少 対策特別 委員会	8人	R5.6.29	(1) こども・子育て対策（出生率アッ プを含む）に関する調査 (2) 定住・移住（Uターンを含む）政 策に関する調査 (3) 担い手・雇用対策に関する調査 (4) 健康寿命・健康増進政策に関する 調査	4日	0日	4日
議会改 革・活性 化調査特 別委員会	10 人	R5.6.29	(1) 議会改革・活性化に関する調査	8日	0日	1日
決算特別 委員会	23 人	R5.9.5	(1) 令和4年度水道事業・工業用水道 事業・公共下水道事業会計決算の 認定 (2) 令和4年度一般会計・特別会計歳 入歳出決算の認定	5日	0日	0日
予算特別 委員会	24 人	R6.3.7	(1) 令和6年度一般会計・特別会計 予算 (2) 令和6年度水道事業・工業用水道 事業・公共下水道事業会計予算	4日	0日	0日

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和6年6月11日付け）

（1）市議会中継の充実について

市議会インターネット等中継について、「本会議一般質問」は議員単位での編集、質問要旨等の表示、「予算・決算特別委員会」はグループ単位等での編集、質問通告等の表示、ズームイン等カメラワークの追加など、審議内容がよく分かり視聴者の関心度が高まるよう、発信手法を改善されたい。

<回答>

本会議一般質問については、配信動画に議員単位でチャプターを付け、予算・決算特別委員会については、審査グループ単位でチャプターを付けることにより、視聴者にとって分かりやすいものとなるようにいたします。

一般質問通告要旨及び予算・決算特別委員会の質疑事業名の表示については、インターネット中継の案内ページへのリンク掲載により内容を確認することができるようにいたします。

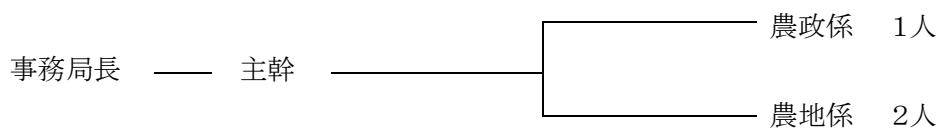
新たなカメラワークについては、現中継システムにおいて十分な対応が困難であることから、今後、システム更新・改修時に改善を検討いたします。

農業委員会事務局

1 農業委員会事務局の主な事務事業

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。
- (3) 農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (4) 農地法その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整及び許認可事務に関すること。
- (5) 農地等の調査及び検査に関すること。

2 職員の配置状況 5人（令和6年4月1日現在）



3 農業委員会の開催状況（令和5年度）

会議名	回数	提出議案	可決	否決	保留・継続
総 会	13	380	378	1	1
役 員 会	4	7	7	0	0
計	17	387	385	1	1

4 農地の権利移転状況（令和5年度）

区 分	件数	面 積 (㎡)		
		田	畑	計
所 有 権 移 転	45	11,376.00	26,061.00	37,437.00
賃貸借権移転・設定	2	0.00	2,757.00	2,757.00
使用貸借権移転・設定	4	1,683.00	2,913.00	4,596.00
小 計	51	13,059.00	31,731.00	44,790.00
合意解約（賃貸借）	35	21,040.00	5,259.00	26,299.00
合意解約（使用貸借）	9	17,413.00	1,600.00	19,013.00
小 計	44	38,453.00	6,859.00	45,312.00
合 計	95	51,512.00	38,590.00	90,102.00

5 農用地利用集積事業（新農地銀行）の状況（令和5年度）

区分 年度	利 用 権 設 定（新規・再設定）									
	3年未満		3～6年未満		6～10年未満		10年以上		合 計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
令和元	11	13,159.00	95	157,885.91	0	0.00	3	6,849.00	109	177,893.91
令和2	24	38,219.00	125	174,064.94	2	1,956.00	5	7,666.00	156	221,905.94
令和3	9	10,854.00	77	111,732.00	0	0.00	1	8,061.00	87	130,647.00
令和4	14	21,367.73	67	98,306.98	9	9,185.00	1	753.00	91	129,612.71
令和5	15	18,280.00	91	145,961.07	3	3,565.00	9	14,284.00	118	182,090.07

区分 年度	年度末現在
	総面積 (㎡)
令和元	557,665.98
令和2	575,534.98
令和3	555,897.98
令和4	549,999.37
令和5	582,197.71

6 農地の転用取扱状況（令和5年度）

用途地域区分	転用区分	件数	面 積 (㎡)		
			田	畑	計
その他の区域	4条	10	4,776.83	1,137.01	5,913.84
	5条	138	76,689.61	43,678.48	120,368.09
	小計	148	81,466.44	44,815.49	126,281.93

注：4条…農地法第4条による農地の転用

5条…農地法第5条による所有権移転等を伴う農地の転用

7 指摘事項及び回答内容（回答は令和6年5月31日付け）

（1）所管ホームページの充実について

農業委員会所管のホームページは、情報の受信者（新規就農や農地利用を希望する市民等）にとって分かりにくく的確な情報が十分に提供できていないように思われる。情報を発信する側として、誰に何のために届けるのか、目的をより明確にするとともに、受信する側が必要とする情報をどのような内容で届けるのがよいのか、受信側の視点に立ったホームページの再編等、先進市の事例も参考に、より効果的な情報発信に取り組まれない。

<回答>

他市の農業委員会のホームページを参考にしながら、情報の受信者の視点に立ちその受信者が的確に情報を得ることができるようなホームページの構成に取り組みます。

選挙管理委員会事務局

1 選挙管理委員会事務局の主な事務事業

- (1) 選挙管理委員会の開催及び庶務に関すること。
- (2) 選挙常時啓発に関すること。
- (3) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (4) 不在者投票に関すること。
- (5) 選挙の執行に関すること。

2 職員の配置状況 4人 (令和6年4月1日現在)

(総務部総括次長及び総務課長兼務)

事務局長 ————— 事務局次長 ————— 選挙管理係 2人

3 令和5年度に実施した主な事業

(1) 愛媛県議会議員選挙

令和5年4月9日執行の愛媛県議会議員選挙の適正な管理執行

当日有権者数 95,622人

投票者数及び投票率

36,083人 37.74%

<事業費> 15,449,740円

(2) 新居浜市議会議員選挙

令和5年4月23日執行の新居浜市議会議員選挙の適正な管理執行

当日有権者数 95,512人

投票者数及び投票率

41,645人 43.60%

<事業費> 47,656,047円

(3) 明るい選挙啓発ポスター・習字作品募集事業

明るい選挙啓発ポスター・習字作品の募集を市内小学校・中学校・高等学校の児童・生徒へ学校を通じて依頼し、その中から入選作品(60点)を、あかがねミュージアムアート工房展示スペースに展示するとともに、市ホームページへの掲載を行った。

<事業費> 102,996円

4 指摘事項及び回答内容（回答は令和6年6月5日付け）

（1）投票率向上対策について

投票率向上対策として、効果的な場所での期日前投票所の開設や投票環境の向上策などを講じている。しかしながら、実績としての投票率は低迷しており、更なる対策が求められている。タクシーによる移動支援の効率的運用やマルチタスク車両のピンポイント活用なども織り込み、より効果的な仕組みを構築されたい。また、模擬投票イベントは、即効性はないものの、若年者の投票意識醸成に有効と考えられる。新たな期日前投票所における実施を検討中とのことであるが、より充実した内容で実施されたい。

<回答>

投票率向上対策については、将来の有権者である学生等も対象にした地道な啓発並びに有権者の投票機会の確保及び投票環境の向上策を並行して実施していく必要があると認識しております。今年度予定している商業施設での期日前投票所開設を軸として、効果・効率性の高い方策を検討してまいります。

また、総務省も子どもと一緒に投票に行く「親子連れ投票」は、将来の投票参加が期待できると推奨していることから、模擬投票イベントなど、より多くの人に投票を体験していただけるような取組を行ってまいります。

消防本部・消防署

1 消防本部・消防署の主な事務事業

(1) 消防総務課

- ア 消防行政の総合企画に関する事。
- イ 財産管理に関する事。
- ウ 消防統計に関する事。
- エ 消防団事務に関する事。

(2) 警防課

- ア 警防計画に関する事。
- イ 消防法令（火災予防関係及び危険物規制関係を除く。）の執行に関する事。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法の訓練指導に関する事。
- エ 災害現場活動の調査に関する事。
- オ 救急及び救助の統制に関する事。
- カ 消防地水利の整備に関する事。
- キ 消防用資機材の整備及び管理に関する事。
- ク 消防用車両の登録及び検査に関する事。
- ケ 消防団員の教養訓練に関する事。
- コ 水防に関する事。

(3) 予防課

- ア 予防業務の総合企画に関する事。
- イ 消防法令の危険物規制に関する事。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法（訓練指導に関する事を除く。）の執行に関する事。
- エ 消防用設備の設置指導及び統制に関する事。
- オ 火災の原因及び損害の調査報告に関する事。
- カ 火災等の証明に関する事。
- キ 新居浜市火災予防条例の運用統制に関する事。
- ク 高圧ガス保安法の執行に関する事。

(4) 通信指令課

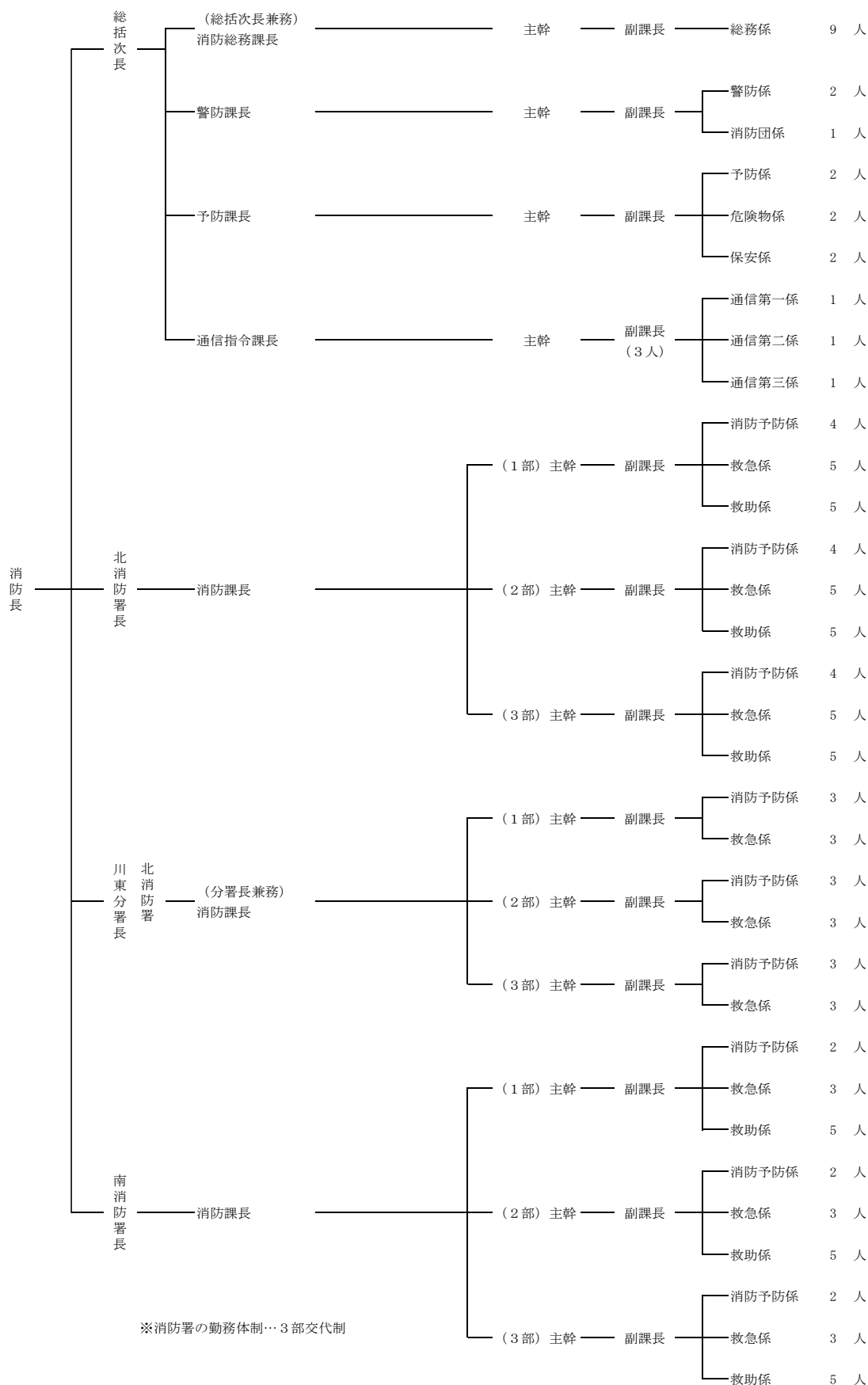
- ア 消防通信の運用統制に関する事。
- イ 通信施設の統轄管理に関する事。
- ウ 消防救急業務の指令及び誘導に関する事。
- エ 消防情報及び気象情報の集発に関する事。
- オ 無線通信の統轄に関する事。

(5) 北消防署・南消防署

- ア 災害の警戒防衛に関する事。
- イ 救急救助業務に関する事。
- ウ 火災予防の普及宣伝に関する事。

- エ 自衛消防隊の訓練指導に関する事。
- オ 水防活動に関する事。

2 職員の配置状況 149人（令和6年4月1日現在） ※派遣を除く。



3 令和5年度に実施した主な事業

(1) 消防分団詰所整備事業

大規模災害時における地域の活動拠点施設として、消防分団詰所の整備・改修を行い、災害発生時における消防団の初動体制の迅速化や、災害による被害軽減を図るとともに、地域防災力の向上や消防団員の処遇改善を図ることができた。

また、消防団詰所の適正規模・適正配置を行い、少子高齢化、被雇用者の増加等の社会情勢の変化に対応できる持続可能な消防団組織への再編を図る足掛かりとして、角野分団詰所の統合新築移転を行う。

<事業費>	48,386,800円
【内訳】市債	38,800,000円
一般財源	9,586,800円

<工事内容等>

大規模改修、シャワー設置、空調設備改修工事（金子東分団）
屋根塗装改修工事（中萩分団岸の下詰所）
角野分団詰所新築等設計業務委託

(2) 消防自動車整備事業

複雑多様化する災害に的確に対処するためには、消防自動車等の計画的な更新、機能の向上及び維持を図ることが必要であるため、悪路走行が可能な四輪駆動の防災自動車を更新整備することにより、山岳事故や風水害等の各種災害に対し、安全で円滑な活動が可能となった。

<事業費>	2,022,010円
-------	------------

<更新車両等>	防災自動車（常備・消防本部）1台
---------	------------------

(3) 消防指令共同運用調査事業

東予（東部）圏域において消防指令システムの共同運用を進めるため、先進地へ職員を派遣し、実情を調査するとともに、専門機関による基礎調査を行い、現行システムを運用する際の問題点、共同運用化による整備費・維持費の削減効果、大規模災害時の対応、人員の効率化などの他市との比較など、情報整備を図った。

<事業費>	5,396,880円
	（うち委託料5,280,000円を3市で案分し負担）
【内訳】新居浜市負担金	1,909,160円
西条市負担金	1,810,160円
四国中央市負担金	1,560,680円

<事業内容等>

東予（東部）圏域消防指令共同化基礎調査業務及び整備基本計画策定業務委託
共同運用視察旅費

4 令和5年中に発生した火災の状況

(単位：件、千円)

月別	件数	損害額	月別	件数	損害額
1	0	0	7	3	4,070
2	1	5,051	8	1	0
3	2	0	9	2	47
4	4	116	10	1	0
5	4	11,157	11	6	18,555
6	2	6,433	12	3	3,018
			計	29	48,447

5 令和5年中事故種別救急出動の状況

(単位：件、人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
出動件数	4	0	4	416	46	27	1,057	16	56	4,383	673	6,682
搬送人員	5	0	2	409	44	27	1,007	12	40	4,071	623	6,240

6 指摘事項及び回答内容 (回答は令和6年6月25日付け)

(1) 特殊勤務手当の支給について

災害出場手当の一部について、支給額の過不足が生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(消防総務課、南消防署消防課)

<回答>

特殊勤務手当のうち災害出場手当の誤りにつきましては、訂正処理を行いました。それに伴う支給額の過不足につきましては、6月12日付けで人事課へ修正報告を提出し、支給・払い戻し手続きを行いました。

今後は管理職を中心に、職員全員でチェックするなど更なるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、次のような不適切な事務処理が見受けられる。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。
ア 帰署後の追加時間を誤って加算したことによる時間外勤務手当の過払いが生じている。

(北消防署消防課、北消防署川東分署消防課)

<回答>

時間外勤務命令書のうち帰署後の追加時間の誤りにつきましては、訂正処理を行いました。それに伴う支給額の過払いにつきましては、6月12日付けで人事課へ修正報告を提出し、払い戻し手続きを行いました。

今後は、各署にまたがる事案につきましては、情報共有を徹底するなどチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。

イ 勤務一覧表の記載誤りによる時間外勤務手当の不足が生じている。

(北消防署川東分署消防課)

<回答>

勤務一覧表の記載誤りにつきましては、訂正処理を行いました。それに伴う支給不足につきましては、6月12日付けで人事課へ修正報告を提出し、支給手続きを行いました。

今後は、管理職と所属長によりダブルチェックすることでチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。

(3) 消防救急体制の強化と情報発信について

新居浜市の令和5年救急出動件数は、6,682件(前年比6.8%増)で過去最多を更新している。今後も高齢化の進展に伴い救急出動の増加が予想され、市民生活の安心、安全のため体制強化が求められている。人的、財政的制約もあるが、中長期的視点で創意工夫を図り、救急業務のデジタル化と職務環境の向上、効果効率的な機能再編など消防救急体制の強化に取り組まれない。

また、短期的視点では、救急電話相談ダイヤル「#7119」等の活用による救急車の適正利用を啓発する必要がある。消防本部ホームページでは「もしものとき『救急車』の正しい利用を」を掲載しているが、「#7119」等の更なる周知と市民の行動変容につながるよう、多様な広報媒体の特性と情報の受け手(市民)の属性に応じた効果効率的な情報発信に取り組まれない。

(警防課、通信指令課)

<回答>

今後も救急出動の増加が予想される中、本市、西条市及び四国中央市の3市で共同運用する消防指令センターに、デジタル化の一環として、現場映像が確認できるLive119の導入を計画し、早期に状況を把握することで、よりの確で迅速な救急活動を目指すとともに、将来的には共同運用により、市をまたいで直近の救急隊が出動するなど、柔軟で効果効率的な救急隊運用を行い、消防救急体制の強化を図ってまいります。

次に、情報発信につきましては、現在、毎月100件程度の相談がある「#7119」の利用件数を伸ばすことが救急件数減少につながることから、ホームページやSNSなどのデジタル媒体、市政だよりなどの紙媒体など、それぞれの特性を考慮し、若年層や中高年層に合わせた広報を行うとともに、新しい取組として視覚的効果の高いマグネットシートを利用した消防車両での広報等、情報発信に取り組んでまいります。

(4) 消防指令センターの共同運用について

消防指令センターに関しては、整備・維持管理費が高騰していることや人員体制など問題を抱える中、西条市及び四国中央市との協議の結果、南消防署新築の際に共同運用するセンターを併設することが決定した。これにより、コスト面では大幅な削減効果が期待でき、人員面でも、共同化による専従化により現場隊員の負担軽減及び的確な口頭指導や受信対応が

可能となる。さらに、大規模災害時や複数の救急事案の発生時などにおいても広域性運用が期待できる。しかしながら、それぞれの運用の違いや業務の調整、専従職員の育成など、実現に向けて多くの課題がある。十分に検討の上、課題を整理し、着実に取り組まれない。

(通信指令課)

<回答>

消防指令センターの共同運用につきましては、現在、共同運用を進める3市においては、通信指令業務における勤務体制、運用、システム構成などが異なっていることにより、多種多様な課題が想定されることから、今後、総務、通信指令などの専門部会を結成し、それぞれテーマを絞って、3市で統一した運用ができるよう十分に検討してまいります。

また、専従職員の育成につきましても、新たなシステム機器の操作の習熟に加え、広範な管轄区域における災害場所の特定など、円滑な運用開始に向けて遺漏がないよう、十分な期間を設けて研修を実施してまいります。

市民環境部

1 市民環境部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関する事。
- イ コミュニティの振興に関する事。
- ウ ボランティア及び民間非営利団体に関する事。
- エ 自治会に関する事。
- オ 協働の推進に関する事。
- カ 国際化に関する事。

(2) 危機管理課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 水防計画に関する事。
- エ 災害対策本部に関する事。
- オ 自主防災組織に関する事。
- カ 国民保護計画に関する事。
- キ 国土強靱化地域計画に関する事。
- ク 防災訓練、防災情報に関する事。
- ケ 地域の防犯活動等の推進に関する事。
- コ 安全面における地域ネットワークづくりに関する事。
- サ 防災センターに関する事。
- シ 交通安全思想の普及に関する事。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関する事。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関する事。

(4) 男女参画・市民相談課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関する事。
- イ 男女共同参画施策の推進に関する事。
- ウ 男女平等の意識啓発に関する事。
- エ 女性団体の育成に関する事。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関する事。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。
- キ 計量に関する事。
- ク 市民相談に関する事。
- ケ 消費生活センターに関する事。

(5) 市民課

- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。
- イ 個人番号カードの交付に関する事。
- ウ 公的個人認証サービスに関する事。
- エ 自動車臨時運行の許可に関する事。
- オ 人口動態の調査に関する事。
- カ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関する事。
- キ 川東支所及び上部支所に関する事。
- ク 住居表示に関する事。
- ケ 国民年金に関する事。
- コ 船員法の事務に関する事。
- サ 市税に係る諸証明の発行に関する事。
- シ 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関する事。

(6) 環境エネルギー局 カーボンニュートラル推進室

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地球温暖化対策の推進に関する事。
- ウ 再生可能エネルギー等の普及及び導入促進に関する事。
- エ 環境に関する審議会等の運営に関する事。
- オ 市民環境活動の促進に関する事。
- カ 環境マネジメントシステムに関する事。

(7) 環境エネルギー局 環境衛生課

- ア 生活環境の保全及び指導に関する事。
- イ 墓地に関する事。
- ウ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関する事。
- エ 犬又は猫の引取り及び引取申出書の受付に関する事。
- オ 火葬場に関する事。

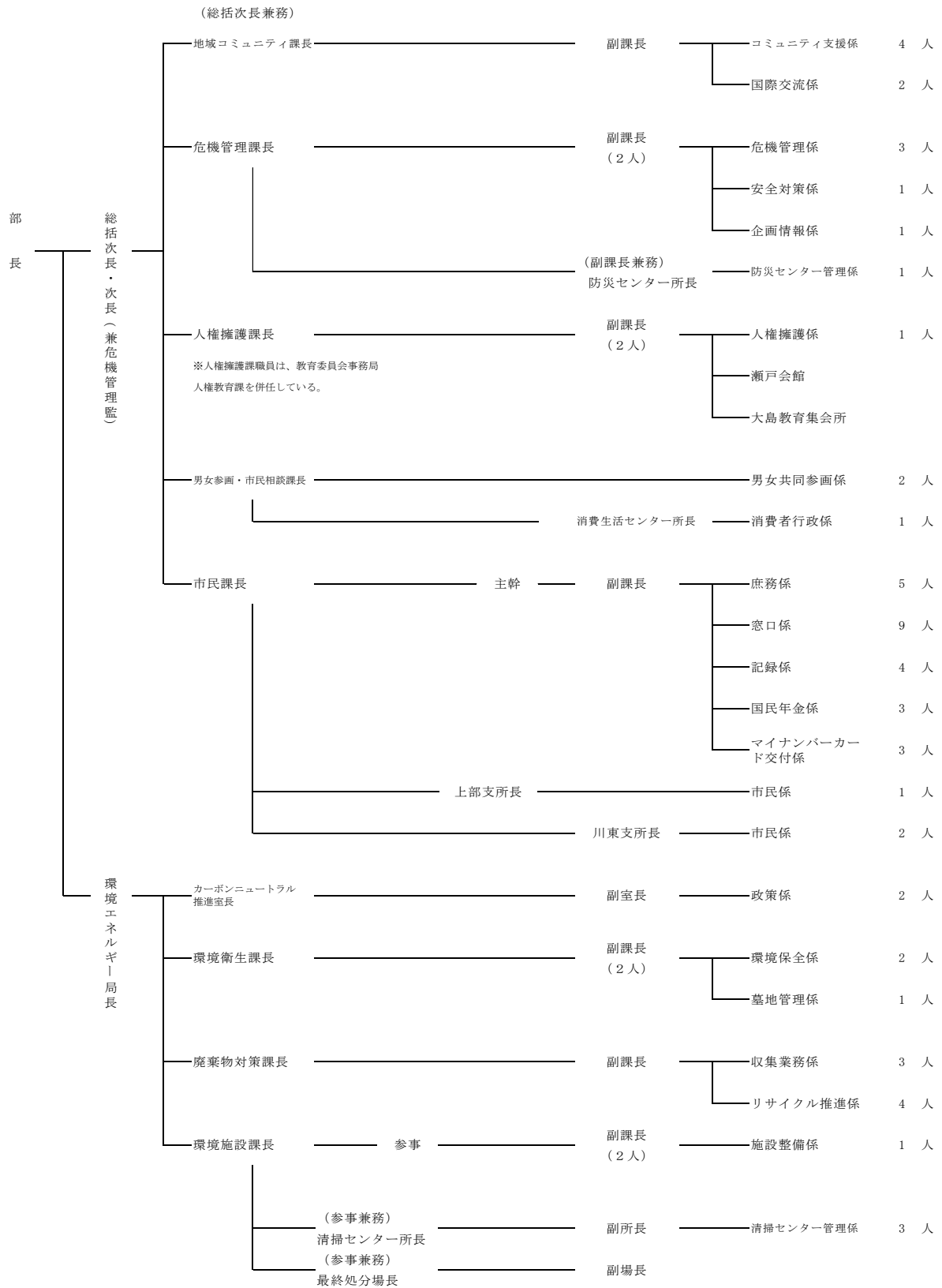
(8) 環境エネルギー局 廃棄物対策課

- ア 一般廃棄物処理計画に関する事。
- イ ごみの分別収集に関する事。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関する事。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可及び指導監督に関する事。
- オ まち美化の推進に関する事。
- カ 不法投棄物（陸上）の処理に関する事。
- キ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関する事。
- ク 犬猫等の死体処理に関する事。
- ケ し尿の収集に関する事。
- コ 浄化槽設置整備事業補助金に関する事。
- サ 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関する事。
- シ し尿及び浄化槽汚泥の共同処理に関する事。

(9) 環境エネルギー局 環境施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関する事。
- イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事。

2 職員の配置状況 90人（令和6年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和5年度に実施した主な事業

(1) 地域づくり促進事業

住民主体のまちづくりと持続可能な暮らしを実現するため、宮西校区及び中萩校区において、令和5年3月にそれぞれ協議会型地域運営組織が設立され、令和5年度から協議会の活動が始動している。これにより、地域づくりの醸成と地域内の様々な団体が連携協力して地域課題の解決に向けて取り組む体制を整えることができた。

<事業費> 7,310,988円

(2) 防災センター管理運営事業

市民の防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図るため、新居浜市防災センターの管理運営を行った。

<事業費> 5,970,920円

<入館者数> R2 5,836人 R3 3,112人 R4 4,162人 R5 5,250人

(3) 男女共同参画推進事業

新居浜市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会づくりに全市民的、全庁的に取り込む総合調整、調査研究及び男女平等の意識啓発を促進するため、男女共同参画推進週間（8月1～7日）の実施、市政だより（8月号）への掲載、新居浜市女性活躍等推進事業所の認証等を行った。

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図り、また男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めることができた。

<事業費> 176,304円

(4) エネルギー地産地消推進事業

市内の住宅に太陽光設備を導入する個人に対し補助金を交付することにより、自家消費型太陽光発電設備の導入を推進し、新居浜市内から排出される温室効果ガスの削減に寄与するとともに、各家庭におけるエネルギーの地産地消の拡大につなげることができた。

<事業費> 5,110,000円

(5) 電動アシスト自転車購入支援事業

電動アシスト自転車を購入した個人に対し補助金を交付することにより、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進及び高齢者ドライバーの免許返納促進を図ることができた。

<事業費> 1,797,000円（免許返納者51件、その他78件）

(6) ごみ減量化推進費

ごみ減量化推進を目的に、生ごみ処理容器等購入補助、段ボールコンポスト講習会実施等による生ごみ処理容器等普及啓発、店頭回収等の利用の周知、レジ袋の削減推進を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量化を図ることができた。

<事業費> 1,624,750円

(7) ごみ収集事業

ごみの減量や資源化を図りつつ、衛生的な生活環境を維持するため、生活系ごみについて、燃やすごみ、不燃ごみ、布類、プラスチック製容器包装、びん（色別）、缶、ペットボトル、古紙類及び有害ごみの分別による定期収集を実施した。業務委託により22,359tの家庭ごみの定期収集を行い、うち古紙・布類1,278tを直接資源化し、容器包装プラスチック992t、ペットボトル223t、びん・缶、有害ごみ847t等の資源ごみを清掃センターに搬入し、中間処理による資源化の推進を図った。

<事業費> 289,627,338円

【内訳】

可燃ごみ収集業務委託	134,922,480円
びん・缶・有害ごみ収集業務委託	47,368,200円
古紙類収集業務委託	37,554,000円
プラスチック製容器包装収集業務委託	24,709,608円
ペットボトル収集業務委託	12,936,000円
不燃物・布類収集業務委託	16,368,000円
別子山地区ごみ収集業務委託	8,184,000円
大島地区ごみ収集業務委託	6,292,000円
缶収集用網袋等消耗品等	1,293,050円

(8) ごみ一部有料化推進事業

持続可能なごみ処理を確保するため、直接搬入ごみ及び大型ごみ戸別収集の有料化を令和4年10月から開始し、インセンティブによるごみの減量を図ることができた。

○令和5年4月～令和6年3月の実績と令和3年度の比較

一般家庭直接搬入台数	35,974台	(R3 102,938台 65%減)
一般家庭直接搬入量	2,373 t	(R3 5,013 t 53%減)
大型ごみ申込件数	4,334件	(R3 13,830件 69%減)
一般家庭定期収集ごみ量	21,449 t	(R3 24,283 t 12%減)

<事業費> 3,203,440円

(9) 清掃センター施設整備事業

プラント内各設備の定期点検整備（法定、自主）、定期補修及び建築・建築設備の整備を実施し、施設の機能低下及び不具合を未然に防止するとともに、施設の適正な維持管理ができるよう、廃棄物処理施設の長期整備計画の推進を図り、適正で安定的なごみ処理を行うことができた。

<工事請負費> 379,869,700円

(令和5年度清掃センター定期点検整備工事 他)

(10) 清掃センター改修事業

粗大ごみ処理施設及びリサイクル推進施設は稼働から13年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいることから、基幹的設備改良工事により主要な設備を整備し、施設の延命化を図る。令和5年度は、令和6年度から実施する粗大ごみ処理施設等基幹的設備改良工事に係る発注支援業務を行った。

<事業費> 4,840,000円

4 使用料、手数料の調定収入状況

ア 一般会計

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
自動販売機設置使用料 (自治会館)	32,401	32,401	0	0
女性総合センター使用料	1,381,517	1,381,517	0	0
自動販売機設置使用料 (女性総合センター)	66,857	66,857	0	0
戸籍謄(抄)本手数料	19,700,050	19,700,050	0	0
住民基本台帳手数料	15,186,300	15,186,300	0	0
印鑑証明手数料	7,786,500	7,786,500	0	0
印鑑登録手数料	903,600	903,600	0	0
その他証明手数料	369,300	369,300	0	0
自動車臨時運行許可手数料	159,000	159,000	0	0
船員手数料	46,580	46,580	0	0
計量検査手数料	248,340	248,340	0	0
葬祭施設使用料	3,768,000	3,768,000	0	0
葬具使用料	3,320,220	3,320,220	0	0
墓地使用料	4,053,000	4,053,000	0	0
自動販売機等設置使用料 (斎場)	247,383	247,383	0	0
畜犬登録手数料	4,042,270	4,042,270	0	0
ごみ処理手数料(廃棄物対策課) 一般廃棄物処理業許可申請手数料	216,000	216,000	0	0
ごみ処理手数料(廃棄物対策課) 一般廃棄物処理手数料	27,732,100	27,732,100	0	0
し尿処理手数料	3,942,954	3,913,320	2,134	27,500
ごみ処理手数料 (清掃センター・最終処分場)	131,421,700	131,421,700	0	0
自動販売機設置使用料 (清掃センター)	231,212	231,212	0	0
旧衛生センター敷地貸付使用料	242,575	242,575	0	0

イ 特別会計

(単位：円)

	区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平尾 墓園	墓園使用料	18,263,500	18,263,500	0	0
	管理手数料	7,770,380	7,547,900	0	222,480

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和6年8月9日付け）

（1）コピー機等の実費徴収について

市民活動サロン利用に係るコピー機等の実費徴収について、料金算出表への使用枚数の転記誤りによる過徴収が生じている。内容を確認の上、改められたい。今後は納入通知書を送付する際には決裁を取るなどチェック体制を強化し、適正な事務処理をされたい。

（地域コミュニティ課）

<回答>

市民活動サロン利用に係るコピー機等の実費徴収について、料金算出表への使用枚数の転記誤りを確認し、過徴収分については、当該利用団体への説明及び還付を行い、適切な実費徴収費となるよう金額を改めました。

今後は納入通知書を送付する際に決裁処理を行い、複数人数でのチェックを行い適正な事務処理を進めてまいります。

（2）新居浜市国際交流協会の支援について

企業等の外国人材受入拡大に伴い、新居浜市国際交流協会の生活相談等各種事業も、多様化するニーズに対応していくことが求められる。同協会は市の運営補助金や業務委託料、会費収入等で運営しているが、決算時に総収入から総支出を差し引いた全額を補助金精算額として市に戻入することから、会費増収分や自主事業等収益も協会内には留保されず、事業拡大等を視野に入れた自主財源の確保が困難であると思われる。

今後の課題として、新居浜市国際交流協会の目指す将来像について明確化と共有化を図るとともに、最適な支援の在り方について検討されたい。

（地域コミュニティ課）

<回答>

新居浜市国際交流協会が設立されて5年が経過しましたが、設立当初には想定し得なかったスピードで在留外国人が増加し、求められるニーズも多様化しております。市が取り組む国際化の推進との整合性を持たせながら、柔軟に対応していくことが重要であるため、今一度、同協会が抱える課題の把握に努め、協会の目指す将来像について協議し、自主財源の確保や、市としての最適な支援の在り方について検討してまいります。

（3）特殊詐欺対策の強化について

高齢者等を詐欺被害から守るための特殊詐欺対策電話機等設置補助事業は、令和5年度で終了している。一方、愛媛県内の特殊詐欺被害は令和5年82件（前年比30件増）、被害額1億4,790万円（3年連続1億円超）で、その手口も国際電話の使用や投資・ロマンス詐欺など巧妙化、多様化しており、全国的にもその被害は急拡大している。

県内では単費で電話機設置事業を継続する市もあり、本市においても関係機関等との連携を更に強化し、詐欺手口の変化に迅速かつ的確に対応した積極的な特殊詐欺対策に取り組まされたい。

（男女参画・市民相談課（消費生活センター））

<回答>

特殊詐欺対策の強化につきまして、本市におきましても、詐欺被害等を含む消費生活相談が多く寄せられているのが現状です。

当センターでは、高齢者等の消費者被害を防ぐため、新居浜警察署、民生児童委員協議会、

市内金融機関等の地域の関係機関が連携した見守りネットワーク「消費者安全確保地域協議会」の活動により、消費者被害の防止に取り組んでいるところです。

また、新居浜警察署はこの状況に対応するため、7月中に市内298自治会に対しチラシの配布による周知啓発を行い、当センターとも情報共有を行っております。

そのほか今年度からの新たな啓発活動として、新居浜生涯学習大学の広報紙「悠游たより」に相談事例を掲載し、啓発を行う予定となっております。

今年度につきましては、NTT西日本の取組であるナンバー・ディスプレイ等の高齢者無償化制度等についてご案内しておりますが、特殊詐欺対策電話機等設置補助事業につきましても来年度の予算要望を行っていくなど、特殊詐欺対策に積極的に取り組んでまいります。

(4) 行政窓口サービスの向上と周知について

行政窓口サービスにおいて、利便性の追求及びDX推進が図られ、「書かない窓口」、「行かない窓口」、「キオスク端末利用」が運用されている。加えて支所においては、「らくらく窓口証明書交付サービスコーナー」が設けられている。また、マルチタスク車両の運用も充実拡大してきている。これらは、今後予定されている支所の廃止においても、高齢者や移動手段に難がある市民に対して、一定のケアを行い得ると考える。これまでCATVでの放映や市のホームページで広報されてきているものの、まだまだ十分周知されているとは言えない状況がある。外出困難者に対するマイナンバーカードの出張訪問交付サービスの内容も含め、分かりやすい内容に工夫した上で、更なる広報周知に取り組まれない。

(市民課)

<回答>

窓口DX及びマイナンバーカードの出張訪問交付サービスについては、これまでCATVでの放映や市のホームページ等で広報に取り組んでまいりました。今年度に入りましては、市政だより5月号で窓口DXの特集記事の掲載を、4月下旬から5月上旬にかけてコミュニティFMで書かない窓口の利用について放送を行ったところです。このほか8月にはマイタウンにいはまで「マイナンバーカードを使って簡単・便利に窓口を利用しよう」の広報番組放送を予定しております。

また、マルチタスク車両につきましても、総合政策課と連携し、運用の充実拡大と市民への周知に取り組んでまいります。

今後におきましても、効果効率的な広報を行い、行政窓口サービスの向上と周知を図ってまいります。

(5) ごみ減量化の推進について

新居浜市のごみ量は、平成25年度47,530t、30年度45,257t、令和5年度38,540tまで減少し、ごみ減量化は順調に進展している。第6次長期総合計画の成果指標「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」換算では令和5年度543gで、12年度目標値540gをほぼ達成できたことは、大いに評価するところである。

ごみ減量化は処理施設の延命化にも貢献するものであり、4年10月からの家庭ごみ一部有料化の減量効果が一過性とならないよう、引き続き減量意識の向上と民間再資源化ルート活用等の広報に取り組むとともに、更に実効性のある減量化施策を検討、推進されたい。

(廃棄物対策課)

<回答>

新居浜市のごみ減量のため、引き続き、市内で3Rに取り組むリサイクルショップや資源リサイクル事業者の情報を市において登録・情報発信する制度である「にいはま3Rネット

ワーク」を推進し、市民の減量意識の向上と民間再資源化ルート活用に取り組んでまいります。

また、定期収集ごみ有料化等、更に実効性のあるごみ減量化施策を検討してまいります。

(6) 市営墓地管理の改善について

市営3墓地の使用者調査を行っているが、返信率及び承継率が思わしくない。一方、墓地の土地や設備に関しては、路肩や法面の土砂崩れ、支障木の片付け、手すりや水路、更に駐車場やトイレの整備などが必要な状況となっている。墓地使用料収入見合いで、整備を行っているが、使用者不明により、十分な徴収が確保できていないため、整備が遅れ気味となっている状況がある。判明率の大幅な改善は期待できない一方、整備修繕の必要性は増してくると思われる。改めて現状整理を行い、受益者負担の原則に基づき、使用者不明墓の扱い、将来的な墓の管理料徴収、緊急性の高い整備修繕対応など適正管理化に向けた対応を進められたい。また、その際に、使用者が判明したエリアと要修繕エリアの分布・位置関係において、移転を含めて、トータル経費が最小となる最適管理化についても検討されたい。

(環境衛生課)

<回答>

返還区画等の整備、周知を継続して行い、新規墓所貸付による使用料収入の増加を図り、財源を確保した上で、緊急性及び重要性を考慮し、管理支障樹木伐採や参道整備等、利用者の安全を確保するための施設整備を効率的に推進します。

また、使用者調査を継続し、承継率（使用者判明率）の向上等を図ります。今後の市営墓地管理につきましては、将来的な墓地整備及び管理料徴収について、「市営墓地整備計画」を策定し、最適な市営墓地管理方法を検討いたします。